時に手術を行った場合は、次に掲げる点数を、それぞれ当該手術の所定点数に加算する。
イ　区分番号Ｊ０１３（１及び２に限る。）に掲げる口腔内消炎手術以外の手術を行った場合
所定点数の100分の50に相当する点数
ロ　区分番号Ｊ０１３（１及び２に限る。）に掲げる口腔内消炎手術を行った場合
所定点数の100分の30に相当する点数
16　区分番号Ｂ０００－６に掲げる周術期等口腔機能管理料⑴又はＢ０００－７に掲げる周術期等口腔機能管理料⑵を算定した患者に対して、算定後１月以内に悪性腫瘍手術を全身麻酔下で実施した場合は、周術期口腔機能管理後手術加算として、200点をそれぞれ所定点数に加算する。
17　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、手術の前後に必要な栄養管理を行った場合であって、医科点数表の区分番号Ｌ００８に掲げる声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴う閉鎖循環式全身麻酔を伴う手術を行った場合は、周術期栄養管理実施加算として、270点を所定点数に加算する。この場合において、当該加算は医科点数表の第２章第10部の通則第20号の例により算定する。
18　区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注９又は区分番号Ａ００２に掲げる再診料の注７に規定する地域歯科医療加算を算定した患者に対して、巡回診療時に手術を行った場合は、所定点数の100分の30に相当する点数を、当該手術の所定点数に加算する。ただし、通則第５号に掲げる加算を算定する場合は、この限りでない。

第１節　手術料

区分
Ｊ０００　抜歯手術（１歯につき）
１　乳歯　130点
２　前歯　160点
３　臼歯　270点
４　埋伏歯　1,080点
注１　２又は３については、歯根肥大、骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分離術を行った場合に限り、難抜歯加算として、230点を所定点数に加算する。
２　４については、完全埋伏歯（骨性）又は水平埋伏智歯に限り算定する。
３　４については、下顎完全埋伏智歯（骨性）又は下顎水平埋伏智歯の場合は、230点を所定点数に加算する。
４　抜歯と同時に行う歯槽骨の整形等の費用は、所定点数に含まれる。
Ｊ０００－２　歯根分割掻爬術　260点
Ｊ０００－３　上顎洞陥入歯等除去術
１　抜歯窩から行う場合　470点
２　犬歯窩開さくにより行う場合　2,000点
Ｊ００１　ヘミセクション（分割抜歯）　470点
Ｊ００２　抜歯窩再掻爬手術　130点
Ｊ００３　歯根嚢胞摘出手術
１　歯冠大のもの　800点
２　拇指頭大のもの　1,350点
３　鶏卵大のもの　2,040点
Ｊ００４　歯根端切除手術（１歯につき）
１　２以外の場合　1,350点
２　歯科用３次元エックス線断層撮影装置及び手術用顕微鏡を用いた場合
2,000点
注１　第４部に掲げる歯科用３次元エックス線断層撮影の費用は別に算定できる。
２　歯根端閉鎖の費用は、所定点数に含まれる。
３　２については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該手術を実施した場合に算定する。
Ｊ００４－２　歯の再植術　1,300点
注　外傷性脱臼歯の再植術に限り算定する。
Ｊ００４－３　歯の移植手術　1,300点
注　自家移植を行った場合に限り算定する。
Ｊ００５　削除
Ｊ００６　歯槽骨整形手術、骨瘤除去手術　110点
Ｊ００７　顎骨切断端形成術　4,400点
Ｊ００８　歯肉、歯槽部腫瘍手術（エプーリスを含む。）
１　軟組織に限局するもの　600点
２　硬組織に及ぶもの　1,300点
Ｊ００９　浮動歯肉切除術
１　３分の１顎程度　400点
２　２分の１顎程度　800点
３　全顎　1,600点
Ｊ０１０　顎堤形成術
１　簡単なもの（１顎につき）　3,000点
２　困難なもの（２分の１顎未満）　4,000点
３　困難なもの（２分の１顎以上）　6,500点
Ｊ０１１　上顎結節形成術
１　簡単なもの　2,000点
２　困難なもの　3,000点
注　両側同時に行った場合は、所定点数の100分の50に相当する点数を所定点数に加算する。
Ｊ０１２　おとがい神経移動術　1,300点
注　両側同時に行った場合は、所定点数の100分の50に相当する点数を所定点数に加算する。
Ｊ０１３　口腔内消炎手術
１　智歯周囲炎の歯肉弁切除等　120点
２　歯肉膿瘍等　180点
３　骨膜下膿瘍、口蓋膿瘍等　230点
４　顎炎又は顎骨骨髄炎等
イ　３分の１顎未満の範囲のもの　750点
ロ　３分の１顎以上の範囲のもの　2,600点
ハ　全顎にわたるもの　5,700点
Ｊ０１４　口腔底膿瘍切開術　700点
Ｊ０１５　口腔底腫瘍摘出術　7,210点
Ｊ０１５－２　口腔底迷入下顎智歯除去術　5,230点
Ｊ０１６　口腔底悪性腫瘍手術　29,360点
Ｊ０１７　舌腫瘍摘出術
１　粘液嚢胞摘出術　1,220点
２　その他のもの　2,940点
Ｊ０１７－２　甲状舌管嚢胞摘出術　10,050点
Ｊ０１８　舌悪性腫瘍手術
１　切除　26,410点
２　亜全摘　84,080点
Ｊ０１９　口蓋腫瘍摘出術
１　口蓋粘膜に限局するもの　520点
２　口蓋骨に及ぶもの　8,050点
Ｊ０２０　口蓋混合腫瘍摘出術　5,600点
Ｊ０２１　口蓋悪性腫瘍手術
１　切除（単純）　5,600点
２　切除（広汎）　18,000点